

島根県スキー連盟認定(スキー・スノーボード)指導員規程の改正

令和 6 年 9 月7日改正

改正	改正前
(検定員) 第8条 認定指導員検定会は、公認検定員資格を要するB級以上の検定員1名が担当する。<u>ただし、スノーボードは指導員が検定員を行う。</u>合否判定は学校長の責任において最終判断し島根県スキー連盟会長が公認する。 (受検手続) 第13条 受検する者は、受検願書(様式1)を検定料と共に受検する検定会の実施団体へ提出しなければならない。 2 検定料は<u>2,000円</u>とする。	(検定員) 第8条 認定指導員検定会は、公認検定員資格を要するB級以上の検定員1名が担当する。<u>ただし、スノーボードは指導員が検定員を行う。</u>合否判定は学校長の責任において最終判断し島根県スキー連盟会長が公認する。 (受検手続) 第13条 受検する者は、受検願書(様式1)を検定料と共に受検する検定会の実施団体へ提出しなければならない。 2 検定料は<u>1,000円</u>とする。